



一般事業主行動計画

2026年3月1日

社員が仕事と子育てを無理なく両立させることができ、すべての社員がその個性・能力を十分に発揮して生き活きと働くことができるよう、以下のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年4月1日～2036年3月31日まで
2. 内容

目 標：計画期間内に、育児休業および子の介護休暇の取得率が、次の水準に達するようにする。

男性社員 …… 取得率 30%以上

女性社員 …… 取得率 100%

〈 対策 〉

- 2026年3月～ 全役職員に向け本計画を周知
- 2026年4月～ 各部店における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直しなど）および実施

以 上